

水際対策について (停留を行うための施設の使用)

新型インフルエンザ等対策特別措置法

○停留を行うための施設の使用

第29条 厚生労働大臣は、外国において新型インフルエンザ等が発生した場合には、発生国における新型インフルエンザ等の発生及びまん延の状況並びに我が国における検疫所の設備の状況、停留者の増加その他の事情を勘案し、検疫を適切に行うため必要があると認めるときは、検疫港及び検疫飛行場のうち、特定検疫港等を定めることができる。

5 特定検疫港等において検疫を行う検疫所長は、病院若しくは診療所若しくは宿泊施設(特定検疫港等の周辺の区域であって、特定検疫港等からの距離その他の事情を勘案して厚生労働大臣が指定する区域内に存するものに限る。)の管理者が正当な理由がないのに同意をしないとき、同意を得ないで使用することができる。

政省令・告示事項
○なし

<検討事項>
○停留施設確保についての考え方
(通知事項)

新型インフルエンザ対策行動計画

P32(未発生期)

○ 宿泊施設の管理者に対し事前に説明を行い、感染したおそれのある者を停留するための特定検疫港の周囲の宿泊施設の確保を進める。(厚生労働省)

P43(海外発生期)

○ 停留を実施する場合には、厚生労働省の要請に基づき関係省庁間で協議を行い、海外における発生状況、航空機・船舶の運航状況等に応じて、特定検疫港を指定し、集約化を図ることを検討する。(厚生労働省、国土交通省)

新型インフルエンザ等対策行動計画

特措法にて制定された事項に修文

新型インフルエンザ対策ガイドラインの見直しに係る意見書

○水際対策に関するガイドライン

新型インフルエンザ等対策ガイドライン

第2回分科会で検討済

(参考) 停留対象者の想定

停留対象者の想定

1. パターン1 感染国からの入国者を全員停留する場合（最大約10万人）
2. パターン2 感染国からの入国者で検疫時に発見された患者の同行者を停留する場合

病原性等の程度に応じた水際対策の標準的なパターン（水際対策に関するガイドライン）

	パターン1	パターン2
目的	発生地域からの入国者を最大限抑制し、在外邦人の帰国を促す。	ウイルスの侵入を可能な限り遅らせる。
想定される状況	鳥インフルエンザ（H5N1）発生国において、致死率が極めて高い新型インフルエンザが発生し、WHOは当該国の発生地域の封じ込めを決定。日本に居所のある者のみ帰国を促す。	病原性が高い又は高いことが否定できない新型インフルエンザが発生し、感染の拡がりは限定的
検疫実施空港・港	当該地域からの旅客機・客船（貨客船を含む。）に限り集約化	当該国又はその一部地域からの全旅客機、客船に限り集約化
停留措置の対象	当該国又はその一部地域からの入国者全員	患者の同行者
航空機等の運航自粛等	当該国又はその一部地域からの全旅客機、客船の運航自粛の要請	必要に応じ減便の要請

パターン1は、致死率が極めて高い場合の特別な検疫対応

通常の新規インフルエンザ検疫対応はパターン2から開始する

停留施設確保についての考え方【特措法第29条】

論点1 停留に使用する宿泊施設は、どのような施設を対象とすべきか (停留対象者への配慮等)

宿泊施設の形態

- シティホテル(宿泊以外の結婚式場、会議場、宴会場、レストラン等の設備があるホテル)
- ビジネスホテル(宿泊特化型のホテル)
- 旅館(和式で共同浴場等を持つ宿泊施設)
- 研修所(研修を目的として部屋、浴場等を共同で使用する施設)

- 停留施設として使用する宿泊施設は、停留者間の接触を最小限に抑える観点からも、部屋の中に風呂、トイレ、テレビ、電話等の設備が設置されている等、原則一人一室で使用できることが望ましく、シティホテルやビジネスホテルを停留施設としてはどうか。
さらに、施設は突発的に使用することが想定されるため、結婚式、会議等のイベント等を行わない宿泊に特化したホテルを優先に使用することとしてはどうか。

論点2 宿泊施設を含む区域をどの範囲で指定すべきか(搬送時間、距離等を考慮)

宿泊施設が立地すべき区域は、「特定検疫港等の周辺の区域であって、特定検疫港等からの距離その他の事情を勘案して厚生労働大臣が指定する」こととしており、停留者を搬送する際の利便性を考慮する観点から、特定検疫港からのアクセス性を基礎として定める必要がある。

- 特定検疫港等が所在する市区町村と隣接する市区町村を指定することとしてはどうか。